

1 東京都認知症施策推進計画の位置づけ

- 認知症基本法に基づき、東京都が策定した東京都の認知症施策に関する基本的・総合的な方向性を示すもので、区市町村が計画を策定する際の参考となるもの
- 本計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とし、第10期東京都高齢者保健福祉計画の検討時期と合わせ、令和8年度を目途に見直しを行う。

2 計画の見直しの方向性

現在の社会情勢

- 認知症基本法(令和5年法律第65号)の施行を受け、区市町村において認知症施策推進計画の策定が着実に進められている。計画の策定状況:「既存計画を位置づける」(21.0%、13自治体)、「既存計画を位置づけた上で、次期改定時に作成」(33.9%、21自治体)、「新たに作成」(11.3%、7自治体)、「方針を検討」(33.9%、21自治体)(令和7年度区市町村現況把握調査より)
- 認知症基本法の成立を知らない方が、75.3%に上っている。(令和7年8月「認知症に関する世論調査」 内閣府政府広報室より)

検討の進め方

- ・起草WGを中心に議論し、認知症施策推進会議(親会)や当事者部会等からも意見を集約
- ・区市町村現況把握調査、施策の進捗の把握・分析を実施
- ・パブリックコメントを実施

他の計画との関係

本計画は、東京都の認知症施策の推進に関連する他の計画と調和を保ちつつ見直しを行う。

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------------------|
| • 東京都高齢者保健福祉計画 | • 東京都地域福祉支援計画 | • 東京都障害者・障害児施策推進計画 |
| • 東京都保健医療計画 | • 東京都医療費適正化計画 | • 東京都福祉のまちづくり推進計画 |
| • 東京都地域防災計画 | • 東京都健康推進プラン2 1 | • 東京都住宅確保要配慮者
賃貸住宅供給促進計画 |
| | • 高齢者の居住安定確保プラン | |



見直しのスケジュール（案）

スケジュール

★・・・会議開催（開催時期及び回数は想定）

	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進 会議	★ (4/24)				★					★		★
	東京都認知症施策推進計画 中間見直しの検討 パブリックコメント 見直し											
起草 WG	委員 選任		★		★			★				
医療 部会	委員 選任	★		★			★				★	
当事者 部会		★ (5/27)		★			★				★	
関連 計画	第9期東京都高齢者保健福祉計画											次期計画策定
	第8期東京都保健医療計画											

東京都認知症施策推進計画

計画の理念

認知症があってもなくても都民一人ひとりが相互に尊重し、支え合いながら共生し、
認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現

認知症は誰もがなり得ることから、都民の認知症に対する理解を深めることにより、認知症のある人やその家族等が良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域とともに創っていく必要があります。



5つの重点目標

【社会参加】

① 認知症のある人・家族等の参画と社会参加の推進

【地域づくり】

② 認知症のある人も含めた都民一人ひとりが安心安全に、希望を持って暮らすことのできる地域づくり

【相談支援】

③ 認知症のある人・家族等に対する適切な支援

【治療・ケア】

④ 認知症の早期診断・早期支援、治療・ケア（介護）の充実

【研究】

⑤ 認知症の発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進等のための研究

重点目標を推進するための基本的施策

1 認知症のある人に関する都民の理解の増進等

2 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進

3 認知症のある人の社会参加の機会の確保等

4 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護

5 相談体制の整備等

6 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援

7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

8 研究等の推進等